生きものがくらせる環境をつなぐ「遺贈寄付」



自然へ遺す。

フクロウが休むこの大きな木は
この鳥が生まれるはるか昔からこの地に根ざし
さまざまな生きものたちを支えています。
生きものも人も、安心してくらせる
環境や水、食べものを絶やさないために
自然を守るための遺贈寄付を
ぜひ、ご検討ください。

公益財団法人
日本生態系協会

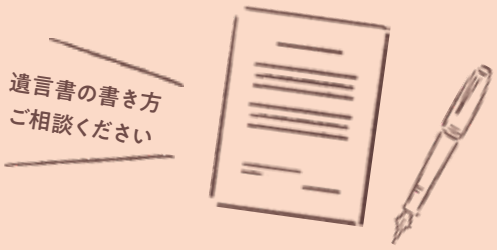
自らで選ぶ遺贈寄付や、相続人よる寄付などがあります

失われ続けている自然、
生きものたちがくらす環境を
次の世代、またその次の世代へと
つないでいくために
みなさまのご寄付が必要です。
社会を支える自然を守り続けるために
ぜひ、ご支援をお願いいたします。

1

寄付者：ご本人

「遺言書」を作り遺贈寄付をする



遺言書を作成し、財産の使途等を定めます。
法定相続人不在の場合も
同様に定めることができます。

寄付内容例

金銭　自然のある土地　包括遺贈*

*包括遺贈とは、遺言で財産全体の配分を指定し
一定の割合、または全てを人や団体等に遺贈することを言います

2

寄付者：相続人

「相続した財産」を寄付をする



故人の思いを受け継ぎ、自然を守るために使いたい
相続した財産を寄付したいなど、
まずは、ご相談ください。

寄付内容例

金銭　自然のある土地

3

寄付者：ご遺族

「香典返し」を寄付にあてる



故人や遺族の意思で
香典返しの代わりに寄付を行うことも可能です。

寄付内容例

金銭

当協会への寄付は、所得税、相続税など税制上の優遇措置の対象となります。個人の方は五百万円以上のご寄付で、紺綬褒章授与の申請対象となります。

日本生態系協会は、人と自然が共存する社会に向けて仕組みづくりをする、環境保護団体です

［まちづくり］

経済活動の基盤である自然を守りつなぐ「エコロジカルネットワーク」を、市民、企業、国、自治体とともに進め、自然環境の調査・研究、政策提言などを行っています。

［環境教育］

「全国学校・園庭ビオトープコンクール」の開催や、環境教育を実践する保育者の資格「こども環境管理士」などを通して、子どもたちと自然をつなぐ機会づくりをしています。

［ナショナルトラスト］

希少な生きものの生息地や、重要な自然環境を、市民や企業からの寄付で買い取る「ナショナルトラスト」。取得された土地は、永続的に守り続けることができます。

自然を守り再生するために何か遺したい、相続した財産を寄付したいがどうすれば良いか?
遺言書の書き方や、寄付の方法等、お気軽にご相談ください。

03-5951-0244 平日9:00~17:00

head_office@ecosys.or.jp

遺言書の作成等は弁護士への相談をお勧めしています。ご希望の場合は、遺贈の取扱いに詳しい弁護士の情報をお伝えすることも可能です。

公益財団法人 日本生態系協会　〒171-0021 東京都豊島区西池袋2-30-20音羽ビル　FAX:03-5951-2974

www.ecosys.or.jp